

令和 8 年度

岩手山麓農業水利事業

南部主幹線用水路（その 17）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局

岩手山麓農業水利事業所

第1章 総 則

岩手山麓農業水利事業 南部主幹線用水路（その17）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、岩手山麓土地改良事業計画に基づき、南部主幹線用水路を改修するものである。

2. 工事場所

岩手県滝沢市外山地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1）施工延長 L=229.74m

施工始点 No. 435+14.98

施工終点 No. 448+ 1.70

（No. 436+15.00～No. 437+2.03 及び No. 442+9.10～No. 442+19.05 を除く）

（2）内訳

1）水路補修工	L=199.89m
2）水路補強工（鉄筋コンクリート増厚工）	L=174.99m
3）水路改修工（プレキャスト暗渠工）	L= 29.70m
4）擁壁工	1 式
5）水路付帯工（蓋板工）	1 式
6）撤去復旧工	1 式
7）仮設工	1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内工事（試験施工を含む。）は、落水後の令和8年9月11日以降でなければ工事着手できない。ただし、9月11日以降であっても、農作業の状況によっては工事に着手できないことから、着手する前に監督職員に確認すること。

なお、令和8年8月17日～令和8年9月10日までのかんがい期間において、資機材搬入、工事用道路及び仮設ヤードの施工は可能である。

2. 埋蔵文化財包蔵地内の施工

本工事の仮設用地（仮設ヤード①②）は、埋蔵文化財包蔵地内に位置しているため、掘削に当たっては慎重に施工しなければならない。

なお、工事着手後仮設ヤード②の掘削時に所管の教育委員会が立会確認を行う予定であるため、工程について事前に監督職員と調整するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等93日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を含んでいる。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている211日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月15日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

5. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び祝日、夏季休暇（土日以外の3日間）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日に取り組む工事については、提出する施工計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

1) 騒音、振動の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、地域住民等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告し対応等について協議するものとする。

2) 本工事区域は民家に近接するため、施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。

既設構造物撤去工については、圧砕機を用いての撤去作業とする。なお、粉塵対策が必要となる場合には、別途監督職員と協議すること。

3) 工事施工途中において騒音、振動調査を実施し、結果について監督職員に報告するものとする。測定時期は既設水路取壊し時とし、測定方法等は下記によるものとする。

なお、測定場所については、事前に監督職員に確認するものとする。

(測定方法)

騒音：JIS-Z8731：1999（環境騒音の表示・測定方法）に基づき3地点測定。

振動：JIS-Z8735：1981（振動レベル測定方法）に基づき3箇所／1測線測定。

4) 工事区域内への進入路として利用する公道については、工事用車両を低速で走行させるほか、一般車両の交通を優先するなど、交通安全に万全を期さなければならない。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習終了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無
仮設道路①出入口部（資機材等搬入時、ヤード造成・撤去時、コンクリート打設時）	1名／日	1名	昼間	無
仮設ヤード①又は仮設道路②出入口（資機材等搬入時、ヤード造成・撤去時、コンクリート打設時、門型カルバート施工時）				

3. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

4. 関係機関との調整

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第1章第1節1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 工事用道路

受注者は、図面に基づき工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の維持管

理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

(2) 搬入路

現場への搬入路として、市道外山1号線、2号線及び祢宜屋敷外山線を使用するものとする。使用に当たっては、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

なお、使用に先立ち路面の破損状況等を調査し、監督職員に報告するものとする。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 仮設道路

受注者は、図面にに基づき仮設道路を整備しなければならない。

なお、門型カルバートの施工に当たって整備する仮設道路②の設置時期については、事前に監督職員と調整を図ること。

2. 建設発生土受入地

本工事の建設発生土受入地は以下に示す箇所とし、その名称、搬入予定量は次のとおりである。建設発生土受入地の位置及び処理方法に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

なお、搬入量が確認できるよう搬入前後において受入地の測量を行い、監督職員に報告するものとする。また、搬入後に監督職員の立会いを受けるものとする。

名 称	地 先 名	搬 入 予 定 量	摘 要
建設発生土受入地	滝沢市砂込736-1	830m ³	土工、仮設工

3. 除雪工

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

4. 水替工

水替工は計上していないが、水替が必要になった場合には監督職員と協議するものとする。

5. パイプサポート支保工

No. 435+14.98～No. 436+15.00、No. 438+1.40～No. 440+11.30、No. 442+19.05～No. 447+7.60区間において、既設水路上の土砂撤去及び既設コンクリート蓋板撤去に当たっては、蓋板上を施工機械が走行して施工するため、水路内にパイプサポート支保工（@1m, 2本/m）を設置するものとする。

使用する施工機械については小型バックホウ（自重7.1t以下。作業幅2m以下）級を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。

6. 仮設ヤード

仮設ヤードは別図に示す発注者が確保している工事用地内とし、図面にに基づき仮設ヤードを造成するものとする。

また、工事完了後の復旧は以下のとおり計画しているが、変更が必要となった場合には契約変更の対象とする。

・仮設ヤード①②：敷鉄板及び土木シート撤去。掘削法面の覆土は行わない。

- ・仮設ヤード③：敷鉄板、盛土及び土木シート撤去。現状回復。

7. 雪寒仮囲い

表面被覆工及び底版コンクリートの打設にあたり、降雪対策として雪寒仮囲い工を設置するものとする。なお、工事期間中の点検、補修等については受注者の責において実施するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図に示すとおりである。

- （1）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会いの上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施工に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等の地権者及び周辺住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- （4）工事用道路等造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処分するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の使用期間は、令和9年3月15日までとする。
- （2）工事用地等の返還時には砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、土木シート等の混入がないことを受注者の責において確認するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）碎石

再生クラッシャーラン RC-40

（2）コンクリート二次製品

門型カルバート

（3）鉄筋コンクリート用棒鋼

SD295 D13

SD345 D19

(4) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び 強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (mm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 WC (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コン クリート	18	8	25	65 以下	BB	嵩上げ工 基礎コンクリート工 インバート工
鉄筋コン クリート	21	12※ ¹	25※ ²	55 以下	BB	鉄筋コンクリート増厚工 コンクリート被覆工

※1 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができるものとし、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し承諾を受けるものとする。

また、スランプが 12cm を超える場合は、試し練りを行い材料分離抵抗性について確認するものとする。

(5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(6) 土木シート

ポリプロピレン (P.P) 系織布 引張強度 980N/5cm

(7) 表面被覆材 (無機系)

表面被覆工で使用する材料は、下表の品質規格を満足するポリマーセメント系モルタル又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm 以下 (中性化速度係数 18 mm/√年 以下)	
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度 20±2℃、 相対湿度 60±10% で 7 日間気 中養生後、脱型して水中養生 を行う。 乾湿・温冷繰返し回数 10 サ イクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	1.5N/mm ² 以上
		低温条件	1.5N/mm ² 以上
		水中条件	1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
		温冷繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	圧縮強度 21.0N/mm ² 以上	
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養 生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2 日間養生後に脱型した長さを基長とし、 材齢 28 日の長さ変化率が 0.05% 以下	
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試 験(案) (材齢 28 日、10 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が 無機系：1.5 以下、HPFRCC：2.5 以下	

試 験 方 法 等		規 格 値
凍結融解試験	JIS A 1148 (A 法) 凍結融解 300 サイクル	相対動弾性係数 85%以上

(8) 断面修復材

断面修復工で使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等			規 格 値
付着強度試験	JSCE-K 561 供試体の被覆厚さ 20mm を標準とする。 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 相対湿度 $60 \pm 10\%$ で 7 日間気 中養生後、脱型して水中養生 を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル		各試験条件における付着強度
			標準条件 1.5N/mm ² 以上
			多湿条件 1.5N/mm ² 以上
			低温条件 1.5N/mm ² 以上
			水中条件 1.0N/mm ² 以上
			乾湿繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
			温冷繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)		圧縮強度 21.0N/mm ² 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$		2 日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05% 以下
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間		中性化深さ 5 mm 以下 (中性化速度係数 18 mm/ $\sqrt{\text{年}}$ 以下)
凍結融解試験	JIS A 1148 (A 法) 凍結融解 300 サイクル		相対動弾性係数 85% 以上
断面修復工に使用する防錆材	耐アルカリ性	「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説」付 1.3 鉄筋コンクリート補修用防錆材の品質基準(案)	塗膜に異常が認められないこと。
	鉄筋に対する付着強さ		7.8N/mm ² 以上
	防錆率処理部		普通モルタルの錆の発生率の 50% 以下 (防錆率 50% 以上)
	防錆率未処理部		普通モルタルの錆の発生率の 110% 以下 (防錆率 10% 以上)

(9) 目地補修材 (目地充填工法)

目地補修工に使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料又は同等品以上を使用するものとする。

試験方法等		規格値
促進耐候性試験	JSCE-K 511 試験条件：セノンアーケランプ 式 1,000 時間又はサンシャインカーボン ーク灯式 600 時間	膨れ、ひび割れ、剥がれがないこと。

試験方法等		規格値	
付着強度試験	JIS A 1439 の 5.20 引張接着性試験 被着体：モルタル 標準条件：同規定に定める養生を行う。 水中条件：標準条件の養生後、23℃の水中に 28 日間浸漬する。 低温条件：試験体作製後、5℃で 28 日間養生を行う。	各試験条件における最大荷重時の伸び率	
		標準条件	100%以上
		水中条件	60%以上
		低温条件	100%以上
止水性試験	目地充填工法の止水性試験方法（案） （試験水压 0.1MPa、水压保持時間 3 分）	漏水が認められないこと。	
伸縮追従性試験	JIS A 1439 の 5.17 の耐久性試験における目地幅の拡大・縮小変形率 $\pm 20\% \times 3,650$ 回	JIS A 5758 の 8. による検査で剥離・破断のないこと。	
重量変化率試験	JIS K 6251 のダンベル 2 号試験体の 23℃水中 $\times 28$ 日浸漬後と、JIS A 1439 の 5.20 「養生後」における重量を比較する。	吸水率 10%以下	
引張接着性試験	JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	50%モジュラス 0.2N/mm ² 以上	

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書・試験成績書
モルタル、プライマー	配合報告書・試験成績書
目地補修材（目地充填工法）	カタログ・試験成績書
シーリング材	カタログ・試験成績書
バックアップ材	カタログ
防錆剤	カタログ
鉄筋	ミルシート
砕石類	試験成績書・粒度分析表
コンクリート二次製品	カタログ・試験成績書・構造計算書

材 料 名	提 出 物
鋼材二次製品類	製作図面・カタログ・ミルシート
レジンコンクリート床版	カタログ・試験成績書・構造計算書
土のう袋	カタログ、性能証明書
土木シート（安定シート）	カタログ、試験成績書
ジオセル本体、補助材	カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	現場搬入時
	圧縮強度	ブランク
コンクリート二次製品	外観、寸法等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数
レジンコンクリート床版	外観・形状等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数
表面被覆材（無機系）	空袋数量	施工完了後、空袋数量の確認を行う。
断面修復材（無機系）	空袋数量	施工完了後、空袋数量の確認を行う。
目地充填材	空袋数量	施工完了後、空袋数量の確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費用等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 域
碎石類	再生クラッシャーラン RC-40	盛岡市
敷鉄板	t=22	金ケ崎町

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、受発注者の協議により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主点検記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場

合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考
共通 工事	砕石基礎 増厚コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	指定仮設工	高さ、幅、長さ、 深さ等	設置完了時点で各工種 代表1箇所		
	鉄筋組立	かぶり、中心線 間隔	コンクリート打設前		
水路 補修 工事	表面被覆工 (無機系)	外観、付着強度、 被覆厚さ	初期施工段階で1箇所 (開渠：左右側壁及び底 版の3点、暗渠：左右 側壁の2点)		
	下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所 (開渠：左右側壁及び底 版の3点、暗渠：左右 側壁の2点)		
	断面修復工	はつりの長さ、 幅及び厚さ、外 観、鉄筋処理状 況	初期施工段階で1補修 箇所		
	目地充填工	切削幅及び深さ 外観	初期施工段階で1箇所		

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

なお、これにかかる費用については契約変更の対象とする。

(4) 書類限定検査の実施について

1) 検査職員による検査について、次に示す9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合簿(協議)	⑧工事材料品質証明書
④打合簿(承諾)	⑨工事写真
⑤打合簿(提出)	

2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎工、埋戻工、擁壁工、仮設工

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について本工事現場で利用が可能か否かの検討を行い、その利用方法等について監督職員と協議するものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受け入れ時間	事業区分
コンクリート殻 (有筋・無筋)	(株) 工藤重機	滝沢市上鵜飼 110-2	8時～17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(株) 佐藤興産 ECOリサイクルセンター	盛岡市乙部 5-320-1	8時～17時	最終処分 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

5. 既設構造物撤去

(1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去対象物を検測し、撤去数量を監督職員に報告の上、撤去するものとする。

(2) 既設水路及び蓋板の撤去は、搬出可能な大きさに破砕して搬出するものとする。

なお、住宅が近接することからコンクリート圧砕機による破砕を計画しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

6. 土工

(1) 掘削

1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

なお、埋戻し及び盛土への流用に当たっては現場発生土の土質試験を実施し、監督職員と協議の上、流用の可否を判断するものとする。

また、流用土を現場内に仮置きする場合は、雑物混入防止や流亡防止対策を行い、適正に管理しなければならない。

- 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 4) 過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。
- 5) 仮設ヤード①及び②における掘削面の安定性を検討するため、土質試験を指示する場合がある。

(2) 埋戻し及び盛土

- 1) 埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出しするものとする。
- 2) 埋戻しは事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。
また、構造物本体に偏圧がかからないように、構造物より50cmまでの範囲については、振動コンパクタ等により十分に締固めなければならない。
- 3) 試験にかかる費用については契約変更の対象とする。事前に試験計画書を監督職員に提出上、協議すること。

7. 水路工

(1) 準備工

- 1) 水路内に汚泥やゴミ等が堆積し、または樹木や植生等があり工事の支障となる場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 湧水や降雨が現場内に流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。
- 3) 降雨対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 試験施工

下地処理工の着手に当たっては、事前に洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗(凹凸)量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出の上、承諾を得なければならない。

2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		不陸(凹凸)調査	付着強度試験
試験位置	補修箇所3地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	開渠：側壁2箇所 暗渠：側壁・頂版3箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	開渠：2個 暗渠：3個

項目	下地処理	下地処理後	
		不陸(凹凸)調査	付着強度試験
調査方法	開渠：1箇所毎に噴射圧力を3ケース調査 暗渠：1箇所毎に噴射圧力を3ケース調査	測線間隔6cm格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎にそれぞれ3個
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が1.0 N/mm ² 以上 底版：個々の試験値の平均値が1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が0.85N/mm ² 以上

(3) 下地処理工

1) 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

2) 標準洗浄圧は30.0MPaを想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち試験施工を行い、第10章の2(1)1)③の品質管理に示す付着強度を満足する水圧を確認し、監督職員に報告しなければならない。

なお、想定以上の洗浄圧が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 補修範囲の状況確認

下地処理工の終了後に、補修箇所の劣化状況を確認する。補修範囲位置図に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合には、補修範囲位置図に追補するとともに写真及びスケッチ等で劣化状況を記録するものとする。

併せて、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(5) 表面被覆工（無機系）

1) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

2) 不陸調整

不陸（凹凸）の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

3) 被覆工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

以上の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打ち継ぎ有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

5) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応

じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6) 被覆材の材料使用量確認について

被覆材の材料使用量については、設計量×(1+K)で計上している。Kは補正係数0.18とし、補正係数には吹付時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものが含まれているが、高圧洗浄後の凹凸を解消する材料使用量は含まれていない。そのため、使用した材料の空袋により、使用量の確認を考えており、受注者は施工終了後に監督職員に空袋の確認を受けるものとする。空袋実績が上記の材料使用量により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(6) 断面修復工（左官工法）

1) 下地処理における高圧洗浄の他、ピック、コンクリートブレーカ等を用い脆弱部を除去するものとする。鉄筋が露出している場合は、劣化部の範囲より多少広く設定しコンクリートカッターを入れ、鉄筋背面まではつり、ワイヤブラシ等で入念に錆落しを行った上で清掃し鉄筋に防錆材を塗布するものとする。

2) プライマーは、塗り残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

3) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。

修復厚が3cm以上ある場合は、1層を3cm以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4) 断面修復材の材料使用量確認について

断面修復材の材料使用量については、使用した材料の空袋により使用量の確認を考えており、受注者は施工終了後に監督職員に空袋の確認を受けるものとする。

(7) 目地補修工（目地充填工法）

原則として、目地は既設目地と同位置に設けることとする。

既設目地の両端をコンクリートカッターにより切削後、ピック等によりはつり取り、目地側壁に付着している異物を除去の上、ディスクグラインダー等を用いて既設目地部の接着面のケレンをするものとする。なお、必要に応じてバックアップ材を設置するものとし、事前に監督職員と協議するものとする。

また、切削面は必要に応じてバーナー等により十分に乾燥させたのち、事前に監督職員に承諾を得たプライマーをローラー、刷毛等により塗布し、充填材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。

水路側壁からの湧水が有る場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、止水処理又は導水処理を行うものとする。

(8) 水路附帯工（蓋板工）

材料はレジンコンクリート製蓋板とし、施工に当たっては、事前に割付図を提出し監督職員の承諾を得るものとする。

(9) プレキャスト暗渠工（No. 442+19.05～No. 444+8.90 L=29.70m）

1) 門型カルバートの施工に当たっては、事前に割付図を提出し監督職員の承諾を得るものとする。また、掘削時に支障となる側溝は撤去復旧するものとし契約変更の対象とする。

2) 門型カルバートの標準長さは1.0mとする。

3) 門型カルバートの施工は横引き工法で計画している。

据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意し、高さの調整はモルタル等で行うものとする。

4) 既設構造部との取り合いにより、施工区間を変更する必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。

(10) 擁壁工

1) 仮設工・丁張り

掘削範囲の丁張りを設置し、基礎地盤の整形及び転圧を行うものとする。

2) ジオセルの展開・設置

補助枠を用いて規定寸法まで均一に展開し、所定の勾配に合わせて設置する。

なお、ジオセル同士は接続ビスを用いて連結し、ずれや浮きが生じないように固定する。

3) 中詰材の投入・転圧

中詰材は砕石（RC-40）を使用する。ジオセル内に偏りが無いよう均一に敷き詰め、振動コンパクタ等で転圧するものとする。

4) 補助鉄筋・吸出し防止材設置

6段ごとに鉄筋を打設して壁の一体化を高めるものとする。また、裏面に吸出し防止材及び排水材を敷設し、背面水圧の低減を図るものとする。

5) 天端及び端部処理

天端及び端部は土のう等を用いて固定し、仕上げに擁壁天端及び側面を擦り付け整形し、仕上げを行うものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

1) 表面被覆工

① 出来形管理

出来形管理は次に示すとおりとする。ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所割合で処理面を目視確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。

工 種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	基準値：側壁+3 mm、-0 mm 底版+7 mm、-0 mm 規格値：側壁 -0mm 底版 -0mm ※頂版は側壁の基準を適用	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所 の割合で測定する。50m 未 満は 2 箇所測定する。 1 箇所につき、開渠は左右側 壁の 2 点、暗渠は左右側壁及 び頂版の 3 点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、 剥がれ、浮き、ひび割れ、硬 化不良等がないこと。	施工延長概ね 50～100m ご とに 1 箇所の割合で被覆面を 目視確認する。50m 未満は 2 箇 所確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	全施工面積について、断面が 変化する毎に展開図又はその 他の方法により測定（求積） し、確認する。
断面修復工 (左官工法)	長さ	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所。
	幅	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所。
	厚さ	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所とし、1 箇所当 たり 4 点測定する。 ただし、小規模補修（概ね 1 m ² 未満）は 1 点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、 硬化不良がなく、平滑に仕上 がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面積について展開図又 はその他の方法により測定 （求積）し、確認する。
鉄筋処理	外観	錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆材塗布：塗り残し、塗り むら等がないこと。	各補修箇所を目視確認する。
目地補修工 (目地充填工)	延長	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所。
	切削幅	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所。 測定位置は左右壁中央付近及 び底版中央付近の計 3 箇所。
	切削深さ	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所。 測定位置は左右壁中央付近及 び底版中央付近の計 3 箇所。
	充填量	基準値及び規格値： 設計量以上	充填総量を確認する。

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種		撮影基準	撮影箇所
下地処理		施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸の状況、凹凸、付着強度試験の測定値（左右側壁、底版）を撮影する。
表面被覆工 （無機系）		施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合、練り混ぜ状況を撮影する。 被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値（左右側壁、底版）を撮影する。
		全 1 回	材料の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。
断面修復工 （左官工法）	断面修復工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合、練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
		全 1 回	材料の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。
目地補修工 （目地充填工）	切削工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）、水路側壁外からの湧水がある場合は、湧水部の止水又は導水の状況が判別できるよう撮影する。
	目地設置	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、補修箇所の延長を撮影する。
		全 1 回	材料（充填材、バックアップ材）の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。

③品質管理

品質管理項目は次のとおりとする。次表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
下地処理	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上。 底版：3個の試験値の平均値が1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が0.85N/mm ² 以上。 ※頂版は側壁基準を適用。	下地処理後 開渠：500m ² ごとに2箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は2個。 暗渠：500m ² ごとに1箇所（左右側壁及び頂版）、1箇所当たりの試験数は3個。
表面被覆工 (無機系)	圧縮強度	JSCE-K561 試験体：円柱試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取。 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生。	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取。 ②試験頻度：500m ² ごとに1回。
	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の試験値が1.0N/mm ² 以上。 底版：3個の試験値の平均値が1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が0.85N/mm ² 以上。 ※頂版は側壁の基準を適用。	表面被覆後、500m ² ごとに3箇所、1箇所当たりの試験数は暗渠：3個、開渠2個。
断面修復工 (左官工法)	圧縮強度	JSCE-K561 試験体：円柱供試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取。 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生。	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取。 ②試験頻度：施工延長概ね50～100m毎に1回。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （２）遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」)によるものとする。
- （３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- （４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の

協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的または人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 土質及び地質が異なった場合
- (2) 転石、地下埋設物（埋蔵文化財を含む）等が出現した場合
- (3) 湧水等生じた場合
- (4) 第三者との協議結果により新たに水路の補修等や仮設用地の復旧が必要となった場合
- (5) 騒音・振動防止対策が必要となった場合
- (6) 濁水処理対策が必要となった場合
- (7) 山側からの表面水対策（蓋板構造の変更、集水柵等の設置）が必要となった場合
- (8) 立木の伐採が必要となった場合
- (9) 水路の蓋掛を追加する場合
- (10) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (11) クマ類対策に係る安全対策が必要となった場合
- (12) その他両者協議の上、必要と認めた場合

第12章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

- 1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事または類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6)のV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、受注者のV E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」等における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）及び（3）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

６．現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 昇降設備の充実 ② 環境負荷の低減 ③ I C T設備の充実 ④ 作業負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）

計上項目	実施する内容（率計上分）
	② 労働宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設の充実 ② 盗難防止対策 ③ 健康関連施設の充実 ④ 野生生物・害虫対策等
地域連携	① 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ② 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③ 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ④ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。
- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

7. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通用設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整

等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

9. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

10. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を

算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$

※補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- （１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- （２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 情報化施工技術の活用について

（１）適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和８年４月）（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、小規模土工において、３次元起工測量、３次元設計データ作成、ＩＣＴ建設機械による施工、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品の全て又は一部で、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

（２）協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、当該技術を活用できるものとし、その実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

（３）使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

（４）貸与資料

基本設計データ及び３次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

番号	貸 与 資 料	備 考
1	南部主幹線用水路調査測量設計（その６）業務 報告書	
2	幹線用水路等管理設備設計業務 報告書	
3	図面のＣＡＤデータ	

（５）確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用ＴＳ等光波方式等を準備しなければならない。

（６）電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、ガイドラインに基づき提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術の活用に要する費用

- 1) (2) の協議により活用することとした、情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、ガイドラインに基づき計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

15. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
(2.5点)
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5点)
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(7.5点)

16. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項または本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 床掘				
床掘		式	1	
水路内小運搬	不整地運搬車1.7t級、1t吊	式	1	
土砂等運搬	現場～仮設ヤード③	m3	75	
(2) 整形仕上げ工				
基面整正		m ²	33	
荒仕上げ		式	1	
切土法面仕上げ		m ²	88	
盛土法面仕上げ		m ²	13	
(3) 作業残土処理工	現場～建設発生土受入地			
土砂等運搬		m3	190	
整地		m3	190	
(4) 埋戻し				
積込（ルーズ）	仮設ヤード③	m3	67	
土砂等運搬	仮設ヤード③～現場	m3	67	
埋戻し		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	鉄筋コンクリート蓋板	m3	31	
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m3	0.5	
殻運搬	殻現場内運搬(仮設ヤード①～③)鉄筋コンクリート	m3	87	
殻運搬	殻現場内運搬(仮設ヤード①～③)無筋コンクリート	m3	0.5	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	鉄筋コンクリート	m3	87	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m3	0.5	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
構造物取壊し	鉄筋コンクリート、 No. 442+19.05～No. 444+8.90	m ³	8.6	
構造物取壊し	鉄筋コンクリート蓋板、パイプサポート支保工区間	m ³	56	
水路内小運搬 (No. 443～No. 448+1.70)	不整地運搬車1.7t級、1t吊	式	1	
(2)道路付帯工				
手摺切断撤去	H=0.9m, @3.0m, コンクリート建込	m	42.0	
車両進入防止柵撤去	H=0.6m, W=0.95m, アンカーブロック	基	1	
3. 暗渠工				
(1)プレキャスト暗渠工				
門型カルバート (横引き工法)	B1800×H1400, NO. 442+19.05～NO. 444+8.90	m	29.7	
4. 道路復旧工				
(1)安全施設工				
手摺設置	H=0.9m, @3.0m, コンクリート建込	m	42.0	
車両進入防止柵設置	H=0.6m, W=0.95m アンカーブロック	基	1	
5. 水路補修工	コンクリート補修工			
(1)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	30MPa	m ²	945	
(2)表面被覆工				
表面被覆工	無機系被覆材 (ポリマーセメントモルタル) t=5mm	m ²	584	
(3)断面修復工				
断面修復工	無機系被覆材, t=40mm	m ²	0.7	
断面修復工	無機系被覆材, t=30mm	m ²	12	
防錆処理工		m	37.4	
(4)目地補修工				
充填工	変成シリコーン樹脂, バックアップ材有り	m	107.3	
(5)嵩上げ工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート	無筋 18-8-25BB	m ³	3.0	
型枠		式	1	
接着剤塗布	エポキシ樹脂系	m ²	10.6	
捨て型枠	B=0.25m	式	1	
機械拡張式アンカー設置	M6(埋設深さ30mm)L=60mm	本	36	
(6)コンクリート被覆工				
コンクリートはつり(表面目粗し)	底版、t≤3cm	m ²	35	
コンクリート	鉄筋 21-12-25BB	m ³	3.9	
型枠		式	1	
タイワイヤーアンカー設置	M8×90mm	本	87	
溶接金網設置	丸鉄線3.2×150×150mm	m ²	35	
6.水路補強工				
(1)鉄筋コンクリート増厚工				
コンクリート	鉄筋 21-12-25BB	m ³	29	
コンクリートはつり(表面目粗し)	底版、t≤3cm	m ²	262	
型枠		式	1	
鉄筋	D13 SD295	ton	2.91	
あと施工アンカー設置	接着系 M16, L=140mm	本	1,749	
7.擁壁工				
(1)山留擁壁工				
ジオセル展開・設置	中詰土RC-40	m ²	79.3	
裏面排水材設置	W=200mm, t=15mm	m	30.7	
水平排水材設置	吸出し防止材 再生長繊維不織布	m ²	63.0	
土のう設置	3.5袋/m、樹脂アンカーピン固定	袋	276	
ジオセル端部処理		段	26	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
水路内小運搬	不整地運搬車1.7t級、1t吊	式	1	
8. 水路付帯工				
(1) 蓋板工				
レジンコンクリート床版	W1800、t=12mm	m	193.0	
9. 仮設工				
(1) 仮設ヤード	①, ②			
掘削	砂質土、W=4.5m	m ³	220	
掘削	砂質土、W=6.0m	m ³	420	
土木シート設置・撤去	ポリプロピレン (P.P) 系織布 (引張強度980N/5cm)	m ²	463	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	338	
(2) 仮設ヤード	③			
土砂運搬	現場発生土	m ³	160	
盛土	現場発生土, 砂質土	m ³	160	
土木シート設置・撤去	ポリプロピレン (P.P) 系織布 (引張強度980N/5cm)	m ²	651	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	537	
(3) 仮設道路工	①			
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	89	
土のう設置撤去		m ³	11.3	
(4) 仮設道路工	②			
大型土のう	製作～設置～撤去	袋	18	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	29	
(5) 作業残土処理	現場～建設発生土受入地			
土砂等運搬		m ³	640	
整地		m ³	640	
(6) 産業廃棄物運搬・処理				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
産業廃棄物運搬・処理	廃プラスチック（土木シート）	m3	4.3	
(7)パイプサポート支保工				
支保工	パイプサポート支保	空m3	396	
(8)雪寒仮囲い工				
雪寒仮囲い設置・撤去		式	1	
冬期養生工		式	1	
(9)除雪工				
工事用道路除雪		m3	18	
仮設ヤード除雪		m3	175	
(10)安全費				
交通誘導警備員B		人	42	
10. その他				
(1)運搬費				
輸送費（仮設材）				
輸送費（仮設材）	敷鉄板	ton	171.45	
(2)技術管理費				
品質管理試験				
試験施工				
噴射圧力試験	測定、試験結果の整理	箇所	3	
品質管理試験				
付着強度試験	下地処理後、暗渠（1回につき3箇所）	回	1	
付着強度試験	下地処理後、開渠（1回につき2箇所）	回	2	
付着強度試験	表面被覆後、暗渠（1回につき3箇所）	回	1	
付着強度試験	表面被覆後、開渠（1回につき2箇所）	回	2	
圧縮強度試験	断面修復工（1回につき3本）	回	3	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
圧縮強度試験	表面被覆工（1回につき3本）	回	3	
1 1. 環境測定調査				
（1）騒音・振動測定				
騒音・振動測定		式	1	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- １． この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- ２． この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- ３． 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

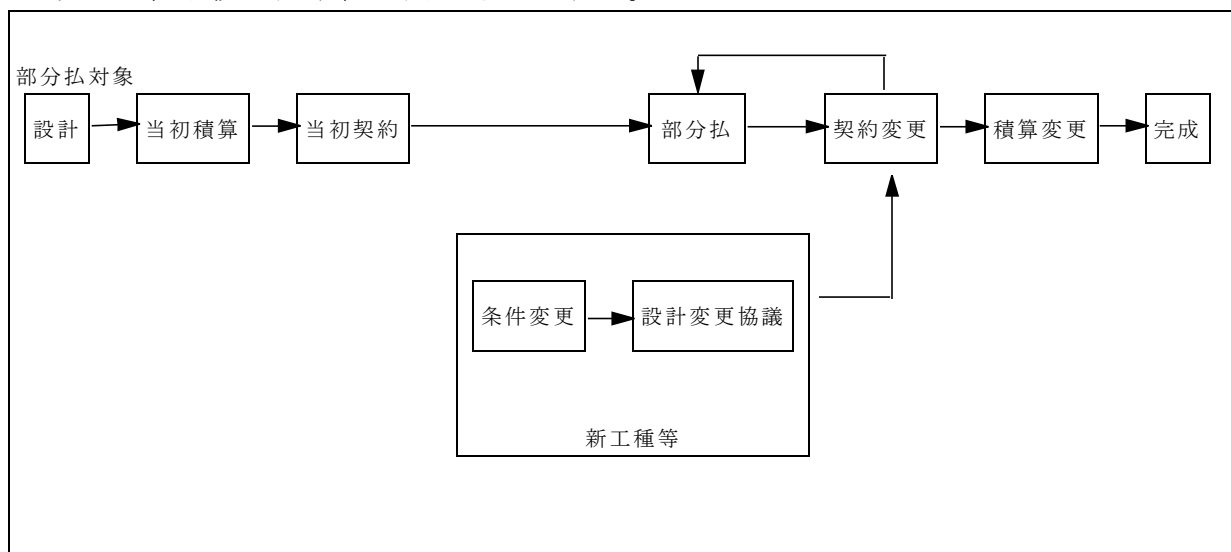
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹⁾内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

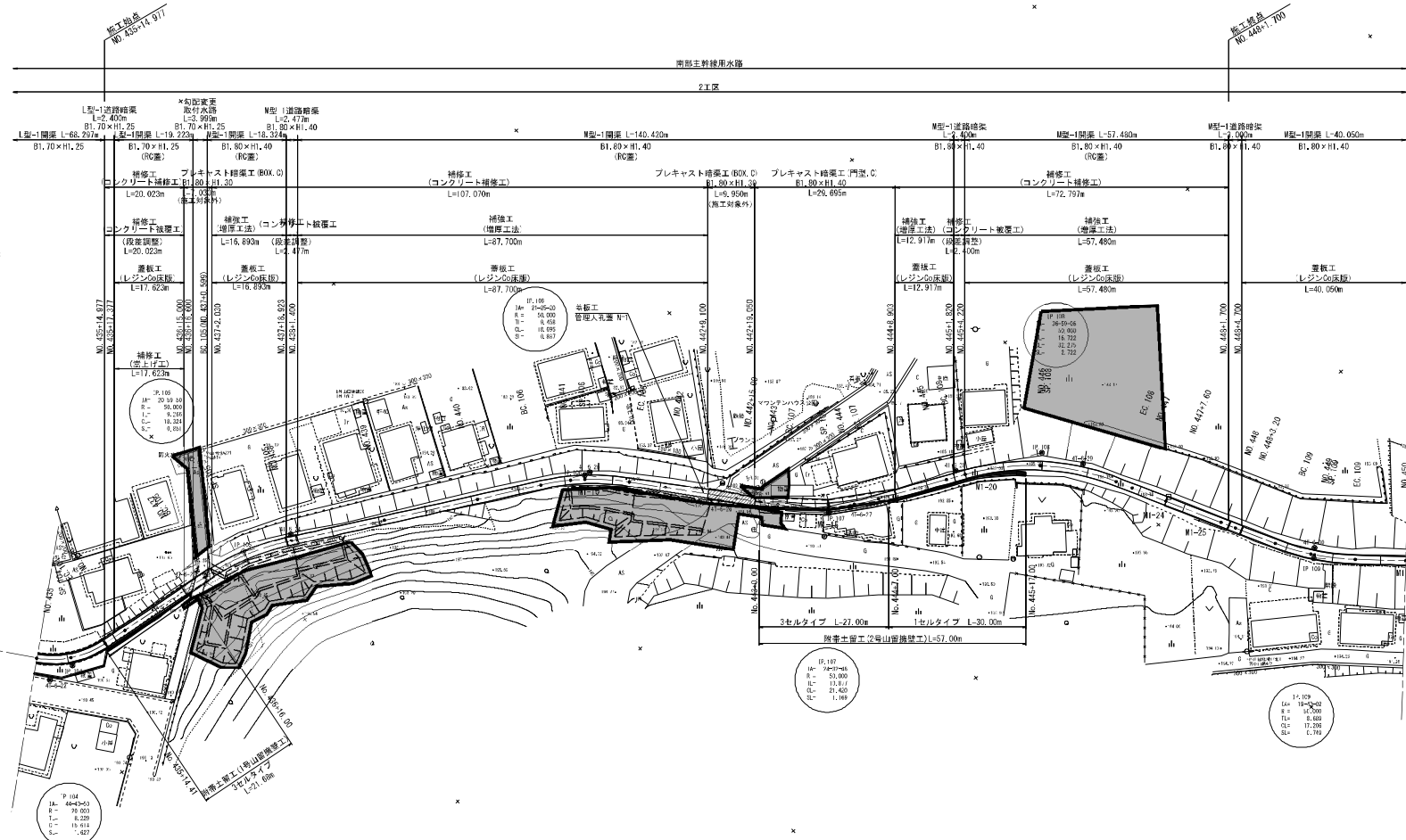
工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別図

工事用地図



凡例



: 工事用地等

令和8年度 岩手山麓農業水利事業
南部主幹線用水路（その17）工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	平面図	1	
3	縦断図	1	
4 - 1 / 5	横断図 （1／5）	1	
- 2 / 5	横断図 （2／5）	1	
- 3 / 5	横断図 （3／5）	1	
- 4 / 5	横断図 （4／5）	1	
- 5 / 5	横断図 （5／5）	1	
5 - 1 / 3	水路補修・補強工標準図 （1／3）	1	
- 2 / 3	水路補修・補強工標準図 （2／3）	1	
- 3 / 3	水路補修・補強工標準図 （3／3）	1	
6 - 1 / 2	水路補修・補強工展開図 （1／2）	1	
- 2 / 2	水路補修・補強工展開図 （2／2）	1	
7	プレキャスト暗渠工構造図	1	
8	擁壁工構造図	1	
9	水路付帯工（蓋板工）平面図	1	
10 - 1 / 2	水路付帯工（蓋板工）構造図 （1／2）	1	
- 2 / 2	水路付帯工（蓋板工）構造図 （2／2）	1	
11	撤去復旧図	1	
12	仮設計画図	1	
計		20	